

全ト協発第434号(輸)  
平成25年12月19日

各都道府県トラック協会  
会長 殿

(公社)全日本トラック協会  
会長 星野良三



「特殊車両の通行に関する指導取締要領」改正の概要について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記改正につきましては、平成25年2月8日付 全ト協発第522号「大型車両の違法通行の防止について(協力要請)」にて、会員事業者への周知をご依頼いたしておりますが、その後も改正についての問合せが寄せられております。

つきましては、再度、別紙の通り改正の概要を取り纏めましたので、会員事業者へ周知いただきますよう、ご対応方よろしくお願い申し上げます。

敬 具



# 「特殊車両の通行に関する指導取締要領」改正の概要について

平成25年3月1日適用開始（同年1月30日通達改正）

## ●主な改正内容

本改正については「指導取締要領」の改正であり、「特殊車両通行許可」の許可条件等に変更はありません。改正内容については下記の通り。

- ・取締基地による取締りに加え、自動計測装置による計測も取締対象となりました。
- ・警告書の発出基準が制定され、違反者には国道事務所等にて対面行政指導が行われます。
- ・繰り返し違反をした事業者は、国土交通省より社名の公表、特殊車両通行許可の取消しが行われます。

## ●対象車両

車両制限令で定める一般制限値を超える車両（総重量20t超の新規格車を含む）

（一般制限値＝車両総重量20t・軸重10t・長さ12m・幅2.5m・高さ3.8m以内）

## ●「行政指導（社名公表まで）」の流れ

取締基地（立会取締り）による取締り		自動計測装置による取締り	
違反数	行政対応	違反数	行政対応
1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告文書の発出</li> <li>・電話等による行政指導</li> </ul>	1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告文書の発出</li> <li>・国道事務所等に呼び出し、道路管理者による対面での指導 (軸重違反の場合、軸重20t超を1ヶ月に2回、または軸重20t以下の違反を3ヶ月に20回繰り返したとき)</li> </ul>
2回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告文書の発出</li> <li>・国道事務所等に呼び出し、道路管理者による対面での指導</li> </ul>	2回目 3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告文書の発出</li> <li>・国道事務所等に呼び出し、道路管理者による対面での指導 (軸重違反の場合、軸重20t超を1ヶ月に1回、または軸重20t以下の違反を3ヶ月に20回繰り返したとき)</li> </ul>
3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告文書の発出</li> <li>・事業者による弁明の機会</li> <li>・国道事務所等に呼び出し、道路管理者による対面での指導</li> <li>・社名・指導内容について、国交省HPにて公表</li> </ul>	4回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告文書の発出</li> <li>・事業者による弁明の機会</li> <li>・国道事務所等に呼び出し、道路管理者による対面での指導</li> <li>・社名・指導内容について、国交省HPにて公表 (軸重違反は2～3回目と同様)</li> </ul>

## ●文書発出を受けた際の注意点

- ・警告文書が発出され、国道事務所等から呼び出しを受けたときは、積荷の特性によるものなどを含め、いかなる場合においても呼び出しに応じてください。

※改正内容の詳細については、下記のURLをご参照ください。

URL：[http://www.jta.or.jp/info/tokushu\\_sharyo.html](http://www.jta.or.jp/info/tokushu_sharyo.html)